

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、年金天引き(以下「特別徴収」という)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月 31日	8月 31日	10月 2日	10月 31日	11月 30日	12月 25日	来年 1月 31日	来年 2月 28日	来年 4月 2日

※各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合は介護保険料のみを年金から徴収
- 世帯内の国保の被保険者全員が65～74歳

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

普通徴収で納付				特別徴収で納付			
	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月	来年2月
納期限	7月 31日	8月 31日	10月 2日				

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、印鑑、納入通知書または国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。



保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円+27万円×被保険者数 以下
2割	33万円+49万円×被保険者数 以下

※所得割額は軽減となりません。
※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をしている人は特に手続きは必要ありません。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「平成29年度(平成28年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明ということで、適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがあります。

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届出印)を持参の上、お申し込みください。

なお、申し込んだ月の翌月末の納期分から口座振替を開始します。

津市国民健康保険加入中の40～74歳の人へ

特定健康診査の受診を

対象者には、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付します。自分の健康管理のために、特定健康診査を受けましょう。なお、対象者(平成28年度津市特定健診受診者を除く)には津市が委託する事業者が電話で特定健診の案内と受診の呼び掛けを行います。また、受診率の低い地域を訪問して特定健診の案内と受診の呼び掛けを行います。

健康診査の内容など詳しくは、受診券に同封の案内または同時配布の「平成29年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎229-3317 FAX 229-5001